



市民の声を市政に反映

杉森ひろゆき

市議会議員ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行
774号 2019年9月10日
 〒300-1235 牛久市刈谷町1-41-8
 TEL・Fax: 870-0335
 携帯: 090-5587-7693
 Mail: sugimori@max.hi-ho.ne.jp

牛久市長選

根本候補2期目当選

牛久市長選挙は9月7日に投開票され、投票率37.79%で、2期目をめざす現職の根本洋治候補が16,367票、新人の小松崎伸候補が9,633票を獲得し、根本候補が当選した。

新人候補は誹謗中傷に終始

選挙戦は争点が明らかにならず、低投票率となった。それというのも、新人候補は具体的な対抗軸・政策を示さず、現職候補の誹謗中傷に終始したからである。選挙公報での「牛久市は危ない」などは最たるもので、何が危ないのか具体的な指摘も対案もなく、「責任感のなさ」「見通しの甘さ」など抽象的な文句を並べるだけのものであった。

「牛久市議有志の会」名でデマ

さらに新人候補を支援したと思われる「牛久市議有志の会」が、事実と全く違う卑俗なデマを流したことは、黙過できない。

例えば、エスカード牛久ビル問題で、市が

茨城ユニオンが大会

中小企業・未組織等の労働者の生活と権利を守るために活動している、茨城ユニオンの第18回定期大会が8月に開催され、杉森議員は顧問として参加しました。

安倍内閣はこの間、高度プロフェッショナル制（残業代不払いの合法化）、低額な金銭解決による不当解雇の合法化など、労働者の無権利化をひたすら押し進めてきました。その結果、日本は先進国の中で、最低賃金は最低、労働時間は最長のレベルとなっており、それらが日本の生産性水準を先進国中最下位に直結させています。

かつての高度成長の経験則に縛られていては、日本の未来はありません。

牛久都市開発株式会社に4億円を貸し付けることによって、長年の懸案であった、イズミヤの所有床と敷金問題を解決し、テナントの誘致をスムーズにしたが、明確な理由もなく「法律違反」「利益相反」などと決めつけたのである。このような行為は、牛久市議会の名誉と信頼を損ねるものである。

牛久市の将来がかかる2期目

1期目におけるエスカードと牛久シャトーの懸案解決を基に、2期目に特に今年度を目途に、テナント誘致の具体化が期待される。さらに、公共交通におけるデマンド交通の導入、空き家対策における補助・誘導、医療・介護の地域的システム構築など、大胆な試行錯誤が求められる。まさに、牛久市の将来がかかる2期目と言わなければならない。



9.16 さようなら**原発**全国集会

2019年9月16日[㊤] 敬老の日

代々木公園 B 地区 (JR 山手線「原宿駅」)

11:00 出店ブース開店

12:30 開会 野外ステージ コンサート

13:30 発言・呼びかけ人から 鎌田慧さん
 ・フクシマから ほか

15:10 テモ出発

渋谷コース:会場→渋谷駅前→明治通り→神宮通公園解散

原宿コース:会場→原宿駅→表参道→外苑前駅周辺解散

*ステージ上の発言には手話通訳があります。

部落差別に反対し 狭山事件の再審求める

部落差別に反対し、狭山差別事件の再審開始を求める講演学習会を8月、狭山事件と人権を考える茨城の会が土浦市で開催し、杉森議員も会員として参加しました。

狭山事件で警察・検察・裁判所は、えん罪（でっち上げ）事件を起こしただけでなく、その後も、検察はすべての証拠開示に応じようとせず、裁判所は有罪判決を出して以降44年間一度も新たな証拠調べもしようとしないうなど、極めて非民主的・前近代的な対応に終始しています。

当日は、狭山事件再審弁護団の青木孝弁護士が講演し、石川さんが無実であることを示す新たな証拠を説明し、一刻も早く再審を勝ち取ろうと、以下のようなお話をしました。

① 筆跡は石川さんと違う

狭山事件で犯人が残した唯一の証拠品は脅迫状です。有罪判決は、自白と警察の筆跡鑑定を根拠に石川さんが書いたとしました。

しかし、同じ2016年に書かれた脅迫状と石川さんの上申書では、筆跡は明らかに違っており、すでに専門家の筆跡鑑定を4通だしているだけでなく、昨年には福江潔也・東海大学教授によるコンピュータによる筆跡異同識別鑑定報告書も提出されました。

② 万年筆は被害者のものと違う

石川さん宅から「発見」されたという、被害者の万年筆も、有力な物的証拠です。しかし、発見された万年筆のインクと、被害者が使用していたインクがまったく違うことが、下山進・吉備国際大学名誉教授によるペーパークロマトグラフィー検査によって明らかになりました。第一次再審棄却決定は「（インクを）補充したという推測を入れる余地も残されていないとは言えない」と屁理

狭山事件とは

狭山事件は、1963年5月1日に埼玉県狭山市で発生した、高校1年生の少女を被害者とする強盗強姦殺人事件。警察は身代金を取りにあられた犯人を40人もの警官が張り込みながら取り逃がしてしまいました。女子高校生は遺体となって発見され、警察の大失敗に世論の非難が集中しました。

捜査にいきづまった警察は、付近の被差別部落に見込み捜査を集中し、なんら証拠もないまま石川一雄さん（当時24歳）を別件逮捕し、1カ月にわたり警察の留置場（代用監獄）で取り調べ、ウソの自白をさせて、犯人にでっちあげたのです。地域の住民の「あんなことをするのは部落民にちがいない」という差別意識やマスコミの差別報道のなかで冤（えん）罪が生み出されてしまったのです。

一審・死刑、二審・無期懲役判決を受けた石川さんは、31年7ヶ月の獄中生活の後、仮釈放され、56年経った今なお無実を訴え、東京高裁に再審を求めています。

屈を述べ、発見万年筆を被害者のものとしたが、これを完全に否定するものです。

③ 万年筆はなかった

そもそも、この万年筆は石川宅の3回目の捜索で発見されたもの。ところが捜索に当たった元警部が1986年に、1回目から捜査は徹底して行い、「発見」されたと言われる鴨居の部分も入念に捜査したが見つからなかったと証言したのである。万年筆からは石川さんも被害者も指紋が検出されておらず、「万年筆」は捏造された可能性が高い。

現在、第3次の再審申し立てを行っており、世論を大きくし、再審を実現しよう。